

所沢市特例監理技術者等の配置に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、所沢市が発注する建設工事（以下「工事」という。）における建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、次の各号のいずれにも該当する工事について適用する。

- (1) 設計金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が1億5,000万円未満であること。
- (2) 入札公告又は指名競争入札若しくは随意契約における通知（以下「公告等」という。）で特例監理技術者が配置不可とされていないこと。

(特例監理技術者の配置を認める要件)

第3条 特例監理技術者の配置を行うときは、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補（一級の技術検定の第一次検定に合格した者をいう。）又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。この場合において、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。
- (3) 監理技術者補佐が、入札の申込のあった日（指名競争入札で入札の申込を伴わないものは入札の執行日、随意契約は見積書の提出のあった日）以前に入札参加者又は受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 所沢市内で施工される工事であること。
- (5) 特例監理技術者が施工における主要な会議への参加、現場の巡回、主要な工程の立会い等の職務を適正に遂行することができること。
- (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等を明らかにすること。

(特例監理技術者の配置を認めない工事の明示)

第4条 市長は、特例監理技術者の配置を認めないときは、公告等に明示する。

(特例監理技術者が兼務できる工事の数)

第5条 特例監理技術者が兼務できる工事の数は、2件までとする。

(提出書類)

第6条 受注者は、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行うときは、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

2 受注者は、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行うときは、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第7条 所沢市建設工事低入札価格取扱要綱等で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事は、特例監理技術者の配置を認めないものとする。

(コリンズへの登録)

第8条 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、適切にコリンズへの登録を行うこと。

(施工体制の変更)

第9条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに設置する等施工体制が変更になるときは、事前に市と協議し、必要な手続を行うものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告等を行う工事から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に公告等を行っている工事又は契約済みの工事については、発注者との協議により、この要領の規定を適用することができる。